

クリニカル・クラークシップ B 期間中における 病院見学等の取扱について

クリニカル・クラークシップ B 期間中に止むを得ない事由により病院見学等を行う必要がある場合について、所定の許可願によりこれを許可することとします。希望者は以下のとおり申請を行うこと。

記

- 1 許可願提出先：教務課窓口
- 2 願出に当たっての注意事項
 - ・ 許可願により許可された実習日については、出席したものとして取扱います。
 - ・ 病院見学等は、診療科が認めた場合、1クールにつき最大2回(原則として1日。愛知県, 岐阜県, 三重県, 静岡県は移動日含め連続した最大2日間。その他都道府県の場合は移動日含め連続した最大3日間)までとし、全クールを通して最大4回までとする。
 - ・ 原則として、各クールの第2週もしくは第3週目の中で病院見学等を行うこと。
 - ・ 必要事項を記入し、必ず当該実習科教授の承認印を得た上で、締め切り日(別紙参照)までに教務課へ提出すること。
 - ・ 病院見学等終了後、速やかに(1週間以内)報告書を教務課に提出すること。
 - ・ 学外でのクリニカル・クラークシップ B 実施中における病院見学等は認められません。
 - ・ その他、許可願に記載の注意事項を遵守すること。